

・単価採用日と適用歩掛の関係

○単 価

- 1) 労務単価は、二省（農林水産省及び国土交通省）共同調査の公共工事設計労務単価を使用しています。
- 2) 機械損料は、原則として令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、令和2年度の機械損料を使用する予定としています。
- 3) 公表図書の[***]については、市販公表図書の令和3年3月版の平均価格を4月1日より新単価として使用しています。

年度途中で改定を行った単価については摘要欄に改定日を表示しています。その場合は改定を行った月の前月号の市販公表図書の平均価格を採用しています。

（例：9月1日に改定した単価が[***]表示されている場合は、市販公表図書の8月号の平均価格です。）

なお、端数処理については資材価格が1,000円未満の資材については小数点一位四捨五入、1,000円以上の資材価格については有効桁上位3桁有効（以下切り捨て）としており、生コンクリート単価のみ50円単位で二捨三入、七捨八入の処理としています。

市場単価及び土木工事標準単価については、「市販公表図書」を発行している両団体の単価を平均し、1,000円未満の単価について小数点一位四捨五入、1,000円以上の単価については有効桁上位3桁有効（以下切り捨て）としている。

また、補正値を乗じた単価については、小数点三位を切り捨ての処理としている。

補正値が複数ある場合の合算後の補正値は、小数点三位四捨五入としている。ただし、週休2日補正を行う市場単価（土木工事・港湾工事）については、合算後の補正値の端数処理は行わない。

別紙単価採用期の特記事項に記載する資材については、特記事項の定めによること。

○歩 掛

- 1) 歩掛は、原則として令和3年4月1日から9月30日までの間、令和2年度（10月改定）の積算基準書を使用し、令和3年10月1日以降は、令和3年度（10月改定）の積算基準書を使用する予定としています。

○その他

- 1) 単価・歩掛については、大幅な変動が生じた場合、随時改定し、その都度通知します。